

支部役員選任規則

制定 平成4年7月21日

改正 平成13年12月13日
平成17年6月14日

東京地方税理士会
大 和 支 部

支部役員選任規則

- 第1条 この規則は、支部規約第10条第3項の規定に基づき支部役員の選任に関しこれを定める。
(平17.6.14改正)
- 第2条 当支部に役員選任管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第3条 委員会は役員を選任を認証し管理する。
- 第4条 委員会は委員3名以上をもって組織し、委員は幹事会の議を経て支部長が委嘱する。
- 第5条 委員は、互選により委員長及び副委員長各1名を選出する。
- 第6条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の8月31日までとする。
- 第7条 支部役員は、委員になることができない。
- 第8条 支部長及び副支部長は支部税理士会員（以下「会員」という。）の直接選挙によって選任する。
(平成13.12.13改正)
- 第9条 幹事及び監事は、選任された支部長と副支部長が協議して委嘱する。
- 第10条 役員を選任時期は、原則として次のとおりとする。
各役員が就任すべき事業年度の前の事業年度の10月に支部長選挙、11月に副支部長選挙、12月に幹事選任、1月に監事選任を行う。
- 第11条 支部規約第35条第1項に該当する者を除き、選任の年の9月1日現在会員である者は、支部長及び副支部長の被選挙権を有し、選挙当日会員である者は選挙権を有する。
- 第12条 支部長又は副支部長選挙の候補者は立候補しなければならない。立候補の届出は次の各号に掲げるところにより、委員会の定める期間中に委員会に文書をもって提出しなければならない。
(1) 被選挙権を有する会員が候補者となろうとする場合は委員会に届出る。
(2) 選挙権を有する会員が被選挙権を有する他の会員を候補者としようとする場合は、本人の承諾を得てその旨を委員会に届出る。
- 第13条 候補者の数が定員を超えた場合には、委員会の定める方法に従い無記名投票による選挙を行う。
- 第14条 支部長の選挙においては、投票総数の過半数を得たものを当選者とする。副支部長の選挙の当選者は支部役員選任細則第15条による。
- 第15条 委員会は、当選者の就任承諾を得たときは、速やかにその選任を認証しなければならない。
- 第16条 役員を選任は、委員会の認証を受けなければその効力を生じない。
- 第17条 委員会は、選任の経過及び結果を速やかに告知し、かつ次の総会で報告しなければならない。
- 第18条 役員を選任に関する事項でこの規則に定めのない事項は、役員選任管理委員会の定める細

則による。

第19条 この規則を改正し、又は廃止しようとするときは、総会の議を経なければならない。

附 則 (平4. 7. 21)

この規則は、支部規約施行の日から施行する。

附 則 (平13. 12. 13)

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平17. 6. 14)

この改正規定は、平成17年6月14日から施行する。